

平成28年10月19日付け諮問第24号

「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の
促進方策の在り方」

最終答申(案)
(概要)

平成30年8月23日
情報通信審議会

視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方 (情報通信審議会への諮問の概要及び検討経緯)

1

諮問理由

- ✓ ブロードバンドの普及や視聴方法の多様化等を踏まえ、一部の放送事業者はブロードバンドを活用した同時配信の取り組みを実施。
 - ✓ 視聴者の利便性向上等につながる可能性がある一方、システムへの負荷等の技術面での課題、ネットワーク利用に係る費用負担や権利処理の在り方等、放送コンテンツの配信を実現する上での課題について検討が必要。
 - ✓ さらに、インターネットを活用した放送コンテンツの提供等、放送コンテンツの二次利用の進展に対応するため、放送コンテンツ分野における製作環境の改善や製作意欲の向上等を図る観点から、放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通を確保していくことが重要とされている。
- ⇒ 視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について諮問。

検討経緯

平成28年10月19日 (情報通信政策部会)

「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」の設置

平成29年7月20日 (情通審 総会)

中間答申

10月10日 (第9回)

権利処理タスクフォースの設置・検討

平成30年1月25日 (第10回)

～ 平成30年5月10日 (第14回)

- ✓ 放送事業者による同時配信の取組概要
箱根駅伝(日テレ)ニューイヤー駅伝(TBS)、世界卓球(テレビ東京)
- ✓ ブロードバンドを活用した実証事業(13コンソーシアム)
 - ・4K同時配信(フジテレビ・テレビ新広島、名古屋テレビ、東海テレビ・石川テレビ、四国放送、愛媛ケーブルなど)
 - ・視聴データ利活用実証(CBC、北海道テレビ、チューリップテレビ、HAROiD)
- ✓ 同時配信が本格化した場合のピークトラフィックの推計モデル検討
- ✓ 製作取引フォローアップ調査の結果を踏まえた検討など

平成30年5月30日 (第15回)

- ✓ 報告書骨子(案)の検討
- ✓ ワールドカップロシア大会における同時配信の取り組み(民放キー5局)

平成30年6月15日 (第16回)

報告書(案)の策定(意見募集開始)

平成30年7月26日 (第17回)

報告書のとりまとめ

(1) デバイス多様化・動画サービスの多様化

- スマートフォン・タブレットの普及、テレビの高機能化（ネット接続・高精細）など、視聴デバイスが多様化。
- OTT事業者（Hulu,Netflix,Amazon,DAZN等）の動画配信市場への参入拡大。

（国内動画配信市場 2015年：1,531億円 → 2020年：2,048億円）

(2) 諸外国の地上波放送事業者の動向

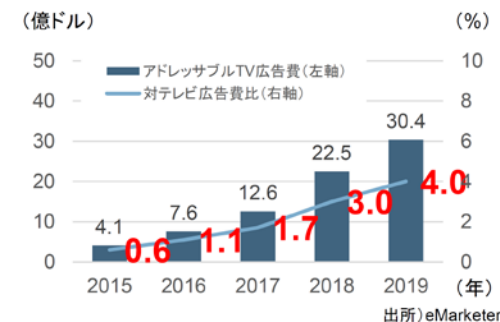
【米国の動向】

- 有料放送が一般的かつテレビのネット結線率が高いことから、収入の維持・拡大のために、多様なサービスプラットフォームへ展開。
（主なプラットフォーム例：従来の有料放送の他、DirecTV(AT&T)、YouTubeTV(Google)、Hulu with Live TV (Hulu) 等）
- 新たな広告需要獲得に向け、STBから視聴データを収集し、アドレスサブル広告をリアルタイム配信する取組を進めている。

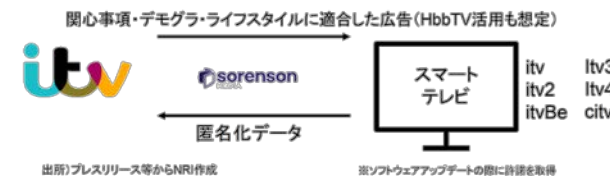
【英国の動向】

- Simplestreamが、BBC、民間放送事業者等の同時配信等を視聴できるサービス（TVPlayer）を提供。（月間アクティブユーザ：200万人）
- 民間放送事業者ITVがスマートフォン向けにアドレスサブル広告の配信を計画。

【米国におけるアドレスサブルTV 広告費予測】



【ITVが計画しているアドレスサブル広告のイメージ】



2020年代に向けて、放送コンテンツが円滑に流通していくための環境整備が必要

放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワーク

- モバイル・PC向けの配信
- スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信
- 視聴データの利活用

放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の推進

- 放送事業者による同時配信に関する権利処理
- 放送コンテンツの適正な製作取引の推進

（１）放送事業者による主な取り組み

現状

放送事業者によるネット同時配信の取り組み

- NHK：モニター型の常時同時配信（試験的提供B）
- 民放：スポーツイベントを中心とする番組の同時配信やCMの差し替え等を実施。（日本テレビ、TBS、テレビ東京など）

課題

- ローカル局を含めた多くの放送事業者が同時配信を行う場合、CM差し替えや災害情報提供機能等の配信システム機能について一定程度の共通化が必要。
- 特に無料広告モデルの事業については、サービス面やシステム面で放送事業者間で共有・協調領域を検討していくことが必要。

（２）ネット同時配信が本格化した場合の通信ネットワークへの影響に係る検討

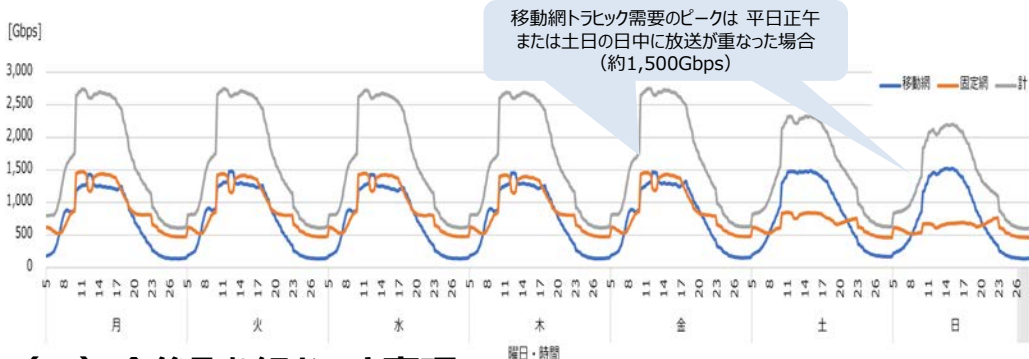
現状

- ネット同時配信が本格化した場合の通信ネットワークへの影響を分析できる推計モデルの机上検討を実施。
- 上記検討では、例えば平日の昼間に関東で激しい揺れを伴う地震が発生した直後、関東圏で2,700Gbps、うち移動網に1,500Gbpsのトラフィックが集中するとの結果。

課題

- 机上での推計モデル検討は、実際のサービスによる影響（自宅内外、端末の差異、勝敗時の瞬間的ピーク、地域特性など）の把握に限界。
- 放送事業者は配信タイミング・視聴特性等の情報を持つ一方、通信事業者等はネットワーク内の運用や中長期的な視点での設備整備の検討を行うことが想定され、両者の情報の非対称性を埋めるための仕組みが必要。

【トラフィック需要推計（大震災発生直後）】



【FIFAワールドカップロシア大会配信実証実験】

- ①実施主体：在京5社配信ビジネス検討会議（日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ）
- ②期間：2018年6月15日～7月14日
- ③配信コンテンツ：民放の配信予定の全32試合
- ④検証内容：大規模イベント等のトラフィック集中時での情報配信の在り方を検討



ダウンロード数：1200万
月間アクティブユーザー：800万
月間動画再生数：3500万
※2018年4月現在



スマートフォン
タブレット

（３）今後取り組むべき事項

ネット同時配信をはじめ多様な放送コンテンツをより気軽に視聴できる環境を整備するため、以下の取り組みを進める。

- 実証事業などを通じて、ネット同時配信を行うために必要な配信システム機能の共通化の検討を進め、ローカル局を含めた多くの放送事業者がネット同時配信を継続的に実施しやすい環境を整備。
- ネット同時配信の本格化に備え、ピークトラフィック需要の推計に必要なデータ蓄積を図り、トラフィックが急増した場合の対応について、放送事業者と通信事業者などのステークホルダー間の連携体制構築を支援。

(3) 今後取り組むべき事項

- ## (2) 今後取り組むべき事項

同時配信に関する権利処理方法の検討（議論の整理）

同時配信が一部の放送事業者による実験段階であることを踏まえ、以下の方法により検討を実施。

- 現行の初回放送や放送後の見逃し配信における権利処理の運用手続をもとに、将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に想定される権利処理方法を考察。
- NHKの試験的提供の結果等を考慮しながら、具体的な課題を抽出し、課題の解決策について議論。

【主な検討対象】

1 音楽分野（作詞・作曲、レコード製作者・レコード実演（音楽））

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作権	作詞家・作曲家 JASRAC NexTone 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾（各放送事業者）	包括許諾（各放送事業者）
著作隣接権	レコード製作者・ レコード実演家（音楽） 日本レコード協会 CPRA 等	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約（NHK・民放連）	包括許諾（各放送事業者）

2 実演分野

権利種別	権利者	法と実態	放送（地上波の初回放送の例）	ネット配信（VOD等の異時配信の例）
著作隣接権	実演家（映像） aRma 等	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾（芸能プロダクション ⇄ 各放送事業者）	個別許諾（aRma ⇄ 各放送事業者）

（注）包括許諾：著作権等管理事業者の管理する著作物の利用にあたって包括的に許諾する契約。これにより、当該著作物等に関する個別の許諾が不要となる。

（1）音楽分野

【同時配信の著作権法上の取扱い】 見逃し配信と同様に公衆送信権又は送信可能化権の許諾が必要。

【基本とする考え方】

提起された考え方	主な意見
①放送や放送後のネット配信と同様に包括的利用許諾契約を活用する方法	・既に使用料規程を設けており、包括的利用許諾契約により対処可能。 ・包括的利用許諾契約を締結することは可能と思われるが、民放はビジネスモデルが構築されておらず、現段階ではどのような契約となるかは不明。 ・権利者団体管理外（アウトサイダー）への対応の問題（個別に許諾を得なければならなくなる問題）は残る。
②レコード製作者等の権利について放送と同様の報酬請求権とする法改正を行う方法	・スムーズな権利処理を考えると、レコード製作者等について、放送と同様に報酬請求権とする制度改正の検討を進めるべき。 ・現状包括処理でうまくいっているのに権利制限を求めるのは理解できない。権利者にもビジネスモデルがあり、一方的な権利制限は納得できない。音楽分野では、実務上大きな課題はない。 ・権利制限には公益性が必要。権利の保護と利用のバランスが必要。実際にどのようなニーズがあるのか等、同時配信について権利制限を正当化しうるだけの立法事実が明らかにされていない。

【包括的利用許諾契約に関する対応】

包括的利用許諾契約を活用する場合、特に商業用レコードについて権利者団体管理外（アウトサイダー）への対応への検討が必要。

対応案	主な意見
①権利者団体による管理範囲の拡大・権利情報の集約化	・どの原盤がレコード協会で管理されているのかを調べるのに手間がかかる。 ・レコード協会として、委任範囲の拡大やデータベース化について積極的に取り組んでいきたい。 ・レコード協会の委任を増やす取組については評価。しかし、委任範囲を100%に広げるのは難しいと思われる。
②著作権者不明等の場合の裁定制度の活用	・現行制度では一定の時間と手続が必要なので、同時配信の権利処理で活用することは極めて困難。 ・実務的に可能な仕組みは積極的に利用していき、それで足りない部分は何なのかについて絶えず検証すべき。
③拡大集中許諾制度の導入	・法的正当化、団体の在り方（適格性・代表性・構成員の同意の要否）、使用料の徴収・分配の手続、非構成員との関係、オプトアウトの具体的仕組み、著作権管理事業法と競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど多様な課題があり、ハードルが高い。 ・レコード協会の委任範囲を拡大していくこととの両輪で、拡大集中許諾制度の導入による積極的な活用も図るべき。

（注1）著作権者不明等の場合の裁定制度：権利者の所在が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡がとれない場合に、文化庁長官の裁定を受けて、当該権利者の著作物を利用することができる著作権法上の制度。

（注2）拡大集中許諾制度：法律に基づき、権利者団体の構成員でない権利者の著作物について、当該団体と利用者との間で締結した利用許諾契約と同じ条件で利用することを認める制度。北欧諸国や英国で導入されている。

（２）実演分野

【同時配信の著作権法上の取扱い】 見逃し配信と同様に送信可能化権の許諾が必要。

【想定される権利処理方法】

同時配信において想定される権利処理方法として、①初回放送の許諾時に直接交渉し許諾を得る方法と、②aRmaを経由して許諾を得る方法が示された。

（主な意見）

- ・常時同時配信の場合、初回放送の出演交渉と同時に同時配信の許諾を取得するのが現実的。
- ・番組を選別して同時配信をする場合には、aRma経由の処理が可能。
- ・初回の出演契約に含めて交渉を行うようになった場合、現状でも放送の二次利用の際に問題となっているが、追加の支払いをせずに全ての権利を含めて対価を支払う「契約買い取り」のように、放送局が優越的な立場を利用して個別の実演家や事務所と交渉を行うという懸念がある。

今後継続して取り組むべき事項

○放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階で具体的な権利処理方法を絞り込むことは困難。

今後、具体的なビジネスモデルを踏まえた権利処理方法が形成されるよう、以下の取り組みを進める。

- ・権利者団体は、商業用レコードのアウトサイダーへの対応策として、文化庁の実証事業を活用しながら、権利情報の集約化及び委任範囲の拡大に取り組む。
- ・放送事業者及び権利者団体等における今後の取組状況を踏まえ、今回の議論の整理を前提として、継続的な検討に向けた体制を整備。

（１）最近の主な取組

総務省の取組

- ①ガイドラインの適用対象拡大（衛星放送、ケーブルテレビ等を追加）
- ②ガイドラインのフォローアップ調査の実施
- ③放送事業者・製作会社向け講習会等の実施

民間の取組

- ①放送コンテンツ適正取引推進協議会（平成29年6月設立）による推進計画（テキスト作成・周知・広報等）の策定
- ②関係団体等による研修会・講習会の実施

（２）現状と課題

総務省によるガイドラインのフォローアップ調査の回答によれば、「著作権の帰属※」や「取引価格の決定」等に関する事前協議の有無について、放送事業者と番組製作会社の間で依然として大きな認識の相違があるという結果がみられた。

※番組製作会社が製作したコンテンツの二次利用に関する著作権の取扱い

（参考）総務省フォローアップ調査結果（平成29年度）抜粋

- 「著作権の帰属」に関する事前協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった等と回答した者の割合
放送事業者：9.1%、番組製作会社：33.1%
- 「取引価格」の決定について事前協議をしていない（協議の機会を設けられない）場合があった等と回答した者の割合
放送事業者：0.9%、番組製作会社：27.2%

（３）今後取り組むべき事項

【ガイドラインの周知・啓発の徹底】 業界団体未加盟者※に対する周知・啓発、社内の実務担当レベルまでの浸透

※総務省のフォローアップ調査に対して回答のあった製作会社（265社）の約半数が団体未加盟者

【取引実態の調査の実施】 ヒアリングなどによる実態調査を全国で定期的に実施

【ガイドラインの見直し】 取引実態の調査結果から課題の要因を明らかにしてガイドラインに反映

【推進体制の整備】 外部有識者から構成される体制を総務省に設置し、調査結果の分析・評価、ガイドラインの見直し等を推進

【民間主体の推進協議会における自己点検の実施】 翌年度の推進計画への反映